

議案第 9 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

人事院による公務員人事管理に関する報告を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を定めるため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 1 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p>